

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、この契約及び設計図書を内容とする業務の委託契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 前項に規定する設計図書の表示が明確でないもの又は誤り若しくは脱漏がある場合には、甲乙協議して定めるものとする。

(工程表・着手届・現場代理人等)

- 第2条 乙は、契約締結後7日以内に設計図書に基づく工程表を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、業務に着手したときは、着手届を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は作業責任者となる現場代理人（業務の執行に資格を必要とする場合は、その資格を有する者とする。）を選定し、その住所、氏名等を甲に届け出なければならない。変更したときも、また、同様とする。
- 4 現場代理人は現場に常駐し、次の業務を行うものとする。
- (1) 乙の作業員の指揮監督及び業務処理
- (2) 甲との連絡及び調整
- (3) 甲からの指示事項の受任
- (4) その他この契約の目的達成に必要な事項
- 5 甲は、この契約の履行についての指示又は協議を、甲の指定する監督員により、現場代理人に対して行うものとする。

(現場代理人及び従事者の交代)

- 第3条 甲は、現場代理人及び従事者が作業の実施について著しく不適格と認められるときは、その理由を明示して乙に交代を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定により現場代理人及び従事者交代の請求を受けたときは、直ちにその実情を調査し、速やかにその交代をしなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第4条 甲及び乙は、この契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

- 第5条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面による甲の承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委託業務が個人情報の取扱いを伴うものであるときは、乙は、その業務の一部（個人情報の取扱いを伴う部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の調査等)

- 第6条 甲は、必要と認めるときは、乙の委託業務の処理状況につき調査し、必要な報告を求め、委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができるものとし、乙は、これに応じなければならない。

(委託業務の変更、中止等)

- 第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損失を受けたときは、甲は、その損失を補償しなければならない。補償額は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(予算の削減等による解約又は変更)

- 第8条 契約締結年度の翌年度以降の甲の予算について、削減又は削除があったときは、甲は、この契約を解約し、又は変更することができる。この場合において、前条第2項の規定にかかわらず、乙は、甲に対して損害賠償を請求することができない。

(契約金の支払)

- 第9条 月払又は部分払の場合で、1円未満の端数が生じるときは、最終の支払以外ではその端数を切り捨てて支払うこととし、このことにより生じる契約金額との差額については最終の支払時に調整するものとする。
- 2 契約金の請求は、その請求ごとに第13条に規定する方法により甲に報告し、甲の業務完了の確認を受けた後、所定の手続に従って行うものとする。この場合において、甲は、適正な手続による請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(物価の変動に基づく契約金額の変更)

- 第10条 甲又は乙は、契約期間内に材料価格又は労働賃金等の著しい変動により、契約金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を求めることができる。この場合においては、書面により申込みをし、書面により定めなければならない。

(臨機の措置)

- 第11条 乙は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置をとらなけ

ればならない。この場合において、乙は、速やかに甲に報告するものとする。  
2 前項の規定する臨機の措置に要した経費は、第7条第2項の例により、甲乙協議して定める。

(災害等に対する措置)

第12条 乙は、業務実施中における従事者の災害及び事故発生に伴う従事者の法的処罰等については、全責任を負うものとする。

(作業報告及び確認)

第13条 乙は、業務実施後、作業日誌、作業月報、作業報告書及び完成届など、甲の認める方法により作業の成果等を報告し、甲の検査を受けなければならない。

(作業のやり直し)

第14条 作業の実施及びその結果が仕様書に適合しない場合において、甲がやり直しを命じたときは、乙の負担によりこれに従わなければならない。

(建物その他の保全義務)

第15条 乙は、作業の実施に当たって甲の建物、工作物その他の物品を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(事故報告義務)

第16条 乙は、委託業務を処理するうえで事故があったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務を処理するうえで知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託期間終了後も、また、同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第18条 乙は、委託業務を処理するため取り扱う個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な処置をとらなければならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第19条 乙は、委託業務を処理するため取り扱う個人情報をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第20条 乙は、委託業務を処理するため取り扱う個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の返還義務)

第21条 乙は、委託業務を処理するため取り扱う個人情報を、委託期間終了後速やかに甲に返還しなければならない。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
(1) 乙の責めに帰する理由により、委託期間内又は期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。  
(2) 正当な理由なしに着手期限を過ぎても業務に着手しないとき。  
(3) 次条第1項各号に規定する理由によらないで契約解除の申出があったとき。  
(4) 第4条及び第15条から前条までの規定に違反したとき。  
(5) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的が達せられないとき。  
2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に通知するものとする。  
3 第1項の規定により契約を解除された場合において、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、指定する期間内に甲に納付しなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
(1) 第7条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が、委託期間の3分の1以上に達するとき。  
(2) 甲がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することができないとき。

(損害賠償)

第24条 乙は、委託業務を処理するうえで甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。